

島根県報

平成18年 3 月28日 (火)
号外 第 19 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

監査公表
行政監査の結果の公表

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 2 項の規定により実施した行政監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成18年 3 月28日

島根県監査委員	藤 山 勉
同	絲 原 徳 康
同	生 田 洋 一
同	谷 本 敏

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務執行について、合法性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施するものであり、平成17年度においては、次のとおり実施した。

第2 監査の概要

1 監査のテーマ

特別会計について

2 選定理由

本県が地方自治法第209条第2項の規定により、島根県特別会計条例に基づき設置した特別会計及び農業改良資金助成法その他の個別法に基づき設置した特別会計は、島根県証紙特別会計外10会計である。

厳しい財政状況の中、特別会計においても効率的な運営が強く求められている。

このため、人件費と施設管理費を支出している特別会計の中から、監査を要すると判断した次の4特別会計を選定し、監査を行うこととした。

島根県立中海水中貯木場特別会計

島根県臨港地域整備特別会計

島根県流域下水道特別会計

島根県営住宅特別会計

3 監査の目的

特別会計は、県が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出とは区分して経理する必要がある場合に設置するものである。

この趣旨を踏まえ、特別会計が設置目的に沿って運営されているか、一般会計とは適切に区分して経理されているか、事業見通しを踏まえて効率的に運営されているかなどの観点から監査を行い、特別会計の適切な運営に資することを目的とした。

4 監査実施方法

監査は実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により特別会計の管理運営の実態を調査し、機関の長から説明を受けた。

5 監査対象機関

林業課、漁港漁場整備課、港湾空港課、下水道推進課、建築住宅課

6 監査実施期間

平成17年12月20日～平成18年2月2日

第3 監査結果

I 島根県立中海水中貯木場特別会計

1 島根県立中海水中貯木場特別会計の概要

(1) 島根県立中海水中貯木場特別会計設置の目的・意義

中海水中貯木場は、境港に入荷する外材の受け入れの円滑化と木材需給の安定化を図ることを目的に建設された。

貯木場事業は港湾整備事業の一環であることから、地方財政法第6条、同施行令第12条に基づき、その経理は特別会計を設けて行い、独立採算制を原則として運営することとされており、本県では、中海水中貯木場管理運営事業を実施するために、島根県特別会計条例に基づき、昭和53年7月に中海水中貯木場特別会計を設置した。

(2) 水中貯木場管理運営事業の概要

水中貯木場建設の経緯

昭和30年代には、境港に入荷する外材を貯留する民間貯木場が中海に点在していたが、国営の中海干拓事業の早期着工と円滑な事業の推進を図るため、昭和39年に鳥取県知事と島根県知事が協定書を締結し、水中貯木場に

についても両県で協議して解決することとされた。

昭和42年には、鳥取県、島根県、関係業界及び中国四国農政局中海干拓事務所の4者で、干拓事業の推進と水中貯木場の確保に関する協定が締結された。

その後、昭和52年3月31日に、中国四国農政局長、鳥取県知事及び島根県知事の3者により、「国営中海土地改良事業計画の変更に関する基本協定書」が締結され、本県が中国四国農政局及び鳥取県の協力を得て水中貯木場を建設することとなった。

県は、現在の松江市美保関町大字下宇部尾地先の中海に水中貯木場を設置することとし、規模については、境港への原木輸入量が昭和60年度には約90万 m^3 に達すると見込まれその大半が南洋材であることから、面積を72.8haとして、昭和52年度に建設に着手した。

水中貯木場は、昭和53年9月1日から一部供用開始され、昭和55年度に完成し、公の施設として管理運営されている。

水中貯木場の管理状況

水中貯木場に搬入される木材は、主に東南アジアから輸入される合板用の南洋材原木であり、周囲をブイ、フローターで囲まれた区域に貯留されている。

県は水中貯木場を適切に管理するため、貯木状況の監視、水質・底質調査及び修繕工事等を行っている。

水中貯木場の利用状況

境港の外材入荷状況は、表 - 1のとおりであり、従来は圧倒的に南洋材が多かったが、輸出国の原木輸出規制等により、近年は南洋材が減少し、水中貯木の必要のない北洋材が急激に増加している。

水中貯木場の利用状況は、表 - 2のとおりであり、南洋材原木から合板を製造する企業が減少したことなどから、水中貯木場の利用率は近年急激に低下している。

表 - 1 境港の外材入荷状況

(単位： m^3)

区 分	H 4	H 8	H12	H16
南洋材 (南洋材比率)	419,815 (84.7%)	394,506 (88.1%)	203,690 (41.3%)	113,136 (20.3%)
北洋材	49,148	40,619	251,503	405,448
その他	26,546	12,654	38,408	39,675
計	495,509	447,779	493,601	558,259

表 - 2 中海水中貯木場の利用状況

(単位：千 m^2)

区 分	H 4	H 8	H12	H16
貯木可能面積	7,374	7,374	7,374	7,374
利用面積	4,601	3,797	3,021	1,296
利用率(%)	62.4	51.5	41.0	17.6
利用企業数	5	5	3	1
(工場数)	(6)	(6)	(4)	(2)

注：H16年度の利用工場数は、10月以降1工場となっている。

貯木可能面積は、航路等を除く利用可能面積614.5千 m^2 ×12月により算出(許可は1か月単位)

平成16年度決算の状況

平成16年度の決算の状況は、別表()のとおりである。

歳入は水中貯木場の使用料20,404千円、浚渫工事に係る繰越金339,054千円など総額359,474千円であり、歳出は浚渫工事に339,036千円、災害復旧工事に係る元利償還金3,520千円、繰出金6,107千円など総額354,354千円であり、収支差の5,120千円は次年度に繰越しされている。

なお、主な費目の概要は次のとおりである。

ア 使用料

使用料単価については、水中貯木場の開設当初から民間の水中貯木場の使用料等を考慮して低額に設定されている。

水中貯木場を利用する企業が、10月以降1社1工場となったことなどから、水中貯木場の利用率が低下し使用料収入が減少している。

イ 繰入金

平成16年度には一般会計から繰入れされていないが、過去には水中貯木場の建設に係る起債の元利償還金の使用料収入だけでは不足するため、一般会計からの繰入金（以下「繰入金」という。）により充当されていた。

また、収支不足が生じた場合の不足額や浚渫工事費が一般会計から繰入れされていた。

ウ 借入金

平成16年度には一般会計から借入れされていないが、過去には収支不足が生じた場合に、一般会計からの借入金（以下「借入金」という。）が充当されていた。

エ 報酬

水中貯木場の業務に従事する職員のうち、嘱託員及び巡視員の報酬は特別会計から支出されているが、県職員の人件費については一般会計から支出されている。

オ 元利償還金

元利償還金は、平成13年に発生した「鳥取県西部地震」の災害復旧に係る起債の償還金である。

カ 繰出金

一般会計への繰出金（以下「繰出金」という。）について、明確な取扱方針が定められないままに、使用料収入から管理費等を控除した残額が、水中貯木場の建設に係る起債の償還が完了した平成4年度以降、一般会計へ繰出しされてきた。

水中貯木場の利用率が近年急激に低下し、使用料収入が減少している状況においても引き続き繰出しされ、平成16年度末までの繰出金の累計は、200,798千円となっている。

直近5年間の収支状況

直近5年間の収支状況は、別表（ ）のとおりである。

水中貯木場を利用する企業は、平成12年度には3社4工場あったが、その後減少し、平成16年10月以降は1社1工場となった。

このため、歳入については、平成12年度には使用料収入が約47,000千円あったが、平成13年度以降は使用料収入が急激に減少し、毎年度20,000千円程度となっている。

一方、歳出については、通常の管理費に加え災害復旧に係る起債の元利償還金や浚渫工事に係る経費等の支出が増加している。

このため、経営状況が厳しくなっており、平成4年度からの数年間は50,000千円程度あった繰出金が大幅に減少している。

2 収支見直し

平成17年度から向こう5年間の収支見直しは、表 - 3 のとおりである。

収入のほとんどは水中貯木場の使用料であるが、今後5年間の利用率は15%程度と予測され、使用料収入の増加は期待できない状況である。

一方、支出については、平成18年度までは繰出金が計上されているが、平成19年度以降は施設の維持管理費の増加を見込んでいるため、繰出金は計上されていない。

表 - 3 収支計画

(単位：千円)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	
収 入 額	17,436	17,436	17,436	17,436	17,436	
内 訳	使用料	17,421	17,421	17,421	17,421	17,421
	一般会計繰入金	0	0	0	0	0
	繰越金	0	0	0	0	0
	雑 入	15	15	15	15	15
	県 債	0	0	0	0	0
	借入金	0	0	0	0	0
支 出 額	17,436	17,436	17,436	17,436	17,436	
内 訳	管理費	10,938	12,569	13,915	13,915	13,915
	元利償還金	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521
	一般会計繰出金	2,977	1,346	0	0	0
	一般会計償還金	0	0	0	0	0
収 支 差 額	0	0	0	0	0	

3 組織及び運営の合理化に資する意見

(1) 水中貯木場の管理運営のあり方について

中海水中貯木場は公の施設として建設され、中海水中貯木場管理条例に基づき管理運営されている。

公の施設は、地方公共団体が広く住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため設置するものであるが、公の施設である中海水中貯木場は、平成14年度以降利用企業が1社だけとなり、公の施設として管理運営する必要性は乏しくなっている。

ついては、中海水中貯木場の管理運営のあり方について、廃止を含め抜本的な見直しを検討されたい。

(2) 特別会計の運営について

当面、本特別会計の適切な運営を行うため、次の措置を講じられたい。

管理費の縮減について

水中貯木場の利用率は近年急激に低下し、今後も15%程度で推移すると予測されており、使用料収入の増加は期待できない状況である。

一方、施設は耐用年数の25年が経過して老朽化が著しく、今後、維持管理費が増加することが懸念される。

ついては、水中貯木場の利用面積を縮小するなど、効率的な管理のあり方を検討して、維持管理費の縮減を図られたい。

繰出金の取扱いについて

繰出金の取扱方針が定められないままに、平成4年度から一般会計へ繰出しされている。

一方、収支不足が生じた場合には、繰入金や借入金で充当されている。

ついては、繰出金の取扱方針を明確にされたい。

また、不測の事態に備え予備費の計上について検討されたい。

人件費の負担区分について

特別会計の業務に従事する県職員の人件費については、一般会計の負担とされているが、本特別会計は独立採算制を原則としていることから、特別会計の負担とするよう見直しを検討されたい。

II 島根県臨港地域整備特別会計

1 島根県臨港地域整備特別会計の概要

(1) 島根県臨港地域整備特別会計設置の目的・意義

地方財政法第6条、同施行令第12条に基づき、港湾整備事業は特別会計を設けて経理を行い、独立採算制を原則として運営することとされている。

本県においても、港湾整備事業及び漁港整備事業を実施するために、島根県特別会計条例に基づき、昭和56年4月に臨港地域整備特別会計を設置した。

(2) 特別会計事業の概要

港湾の施設整備においては、一般会計（国庫補助事業等）で整備する岸壁等の基本施設の整備に対応して、港湾の機能を効率的、効果的に発揮させるために特別会計を設置し、次の2種類の起債事業を図-1のとおり実施している。

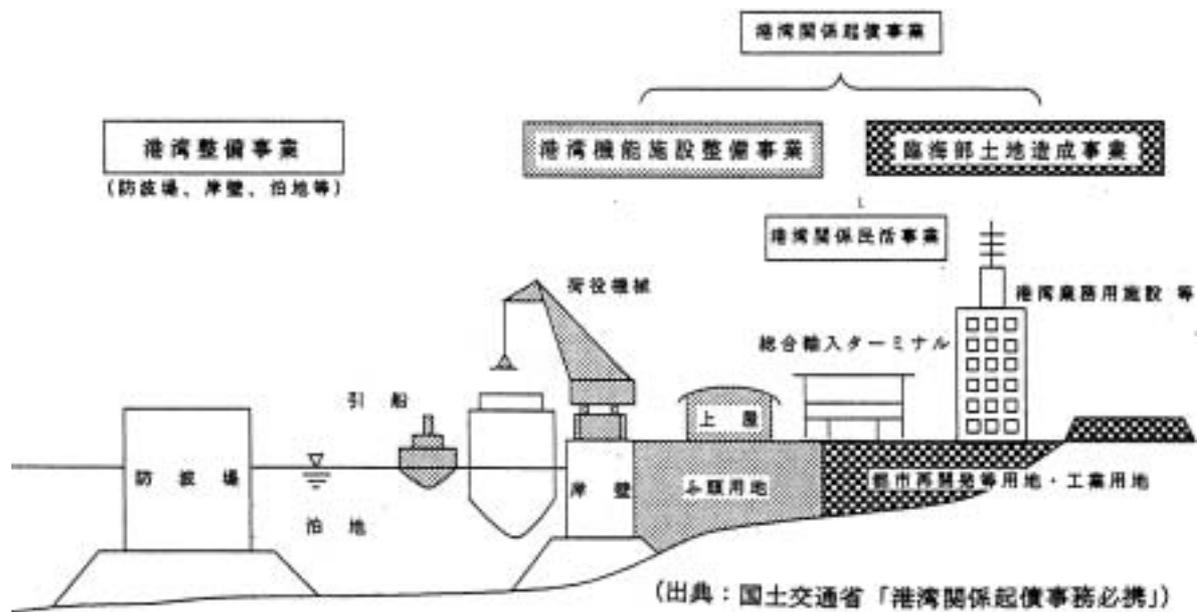
港湾機能支援施設整備事業（機能債事業）

港湾整備事業による岸壁等の基本施設の整備に対応して、港湾機能を効率的に発揮させるために必要なふ頭用地、上屋、荷役機械、引船、貯木場等の施設整備を行う。

臨海部土地造成事業（臨海債事業）

流通施設用地や保管施設用地等物流の効率化に資するもの、環境問題への対応等国民生活の質の向上に資するための用地及び臨海部に立地する工業のため等の土地造成を行う。

図-1 港湾整備の事業区分図



2 港湾整備事業の概要（港湾空港課事業）

(1) 港湾整備事業の概況

県の港湾整備事業は、国の港湾整備計画及び社会資本整備重点計画等に基づき実施されている。

本特別会計では、国庫補助事業等で整備する岸壁等の基本施設に対応して港湾施設の建設、維持管理及び用地の造成事業を機能債事業及び臨海債事業として実施している。

現在、特別会計で港湾整備事業を実施している港湾は、西郷港（本港地区）及び河下港（垂水地区）の2港であり、西郷港は平成25年度完成を目途に、河下港は平成19年度完成を目途に、両港とも岸壁等と一体となって利用できるふ頭用地の整備を進めている。

(2) 平成16年度決算の状況

平成16年度決算の状況は、別表()-1のとおりであり、過年度事業に係る県債の償還、西郷港（本港地区）

と河下港（垂水地区）の 2 港の港湾建設費、管理費（職員人件費等）に総計で708,786千円の歳出があった。

また、歳入は、港湾使用料、財産収入（土地売却収入、土地貸付収入）、県債、繰入金及び借入金等であり、総計で708,786千円であった。

このうち、港湾使用料及び財産収入（土地売却収入、土地貸付収入）の計は、364,473千円であり、当該年度負担分の起債償還額469,892千円や管理費89,877千円等を賄うことができないため、繰入金や借入金等を充当している厳しい状況であった。

(3) 最近 5 年間の収支状況

主な費目の概要

ア 繰入金

平成13年度に財政課から「臨港地域整備特別会計の見直し」が示され、その中で財源充当ルールが定められ、各項目（臨海工業団地、職員給与、ふ頭用地等）毎に、使用料で賄う部分、繰入金や借入金を充当する部分が明確化されている。

なお、繰入金の取扱いについては、総務省の「地方公営企業繰入金について」（通知）に基づくものに基づかないものがある。

ア) 基づくもの

- ・ 離島航路を有する離島側港湾に係る旅客上屋の整備に要した起債の元利償還金の 1 / 2

イ) 基づかないもの

- ・ 離島航路を有する本土側港湾に係る旅客上屋の整備に要した起債の元利償還金の 1 / 2
- ・ 離島航路を有する港湾に係るふ頭用地の整備に要した起債の元利償還金の 1 / 2
- ・ 貨物上屋の整備に要した起債の元利償還金に充当する使用料のうち、政策的な使用料引き下げにより収入できない部分
- ・ 荷役機械等の整備に要した起債の元利償還金に充当する使用料のうち、政策的な使用料引き下げにより収入できない部分
- ・ 臨海地域整備特別会計に関する職務に従事する職員に係る経費のうち、使用料を充当できない部分

この財源充当ルールに従い、現在、職員人件費、公債費の一部及び政策的に使用料の引き下げにより収入できない部分について、繰入金を充当している。

平成12年度から平成16年度までの 5 年間の繰入金は、年平均で144,468千円となっている。

イ 借入金

収支不足が生じた場合には、借入金を充当している。

5 年間の借入金は、年平均で158,648千円となっている。

ウ 公債費

ア) 起債の未償還額

平成16年度末における未償還額は、表 - 1 のとおり6,312,863千円と依然として多額の債務が残っており、そのうち借入利率 5 %以上の高利率のものが285,360千円ある。

表 - 1 起債の償還計画

(単位：千円)

借入額	平成16年度末 未償還額	償 還 予 定 額				
		H 17	H 18	H 19	H 20	H 21以降
7,072,000	6,312,863	486,318	456,604	445,518	482,100	4,442,323

上記のうち、借入利率が 5 %以上のもの

(単位：千円)

借入額	利率 (%)	未償還額	最終償還年度
19,000	7.0以上	4,279	H 19

625,000	6.0以上～7.0未満	251,440	H22
79,000	5.0以上～6.0未満	29,641	H23
合 計		285,360	

(イ) 元利償還金

5年間の元利償還金は、年平均で467,440千円となっている。

エ 使用料収入

5年間の港湾使用料収入は、年平均で176,004千円となっている。

オ 土地売却収入

5年間の土地売却収入は、年平均で71,621千円である。

臨海債事業により整備した造成用地の売却状況は、表 - 2 のとおりであり、平成16年度末における売却済面積（分譲率）は436,538㎡（66.0%）、未売却面積（未分譲率）は224,962㎡（34.0%）となっている。

表 - 2 土地売却実績状況図（平成16年度末現在）

（単位：㎡、千円）

港 名	総 面 積	売却予定面積	売却済面積	未売却面積	売却単価	収入見込額	
浜田港	227,671	143,259	56,715		19,300	1,670,299	
				新福井			86,544
				福 井			
				長 浜			
鱈 石				0	0	0	
三 隅 港	53,500	29,000	18,240	10,760	8,400	90,384	
西郷港	67,500	52,694	27,632	25,062	18,000	451,116	
							飯 田
津 井	5,351	5,351	5,351	0	0	0	
河 下 港	129,507	98,338	23,823	74,515	10,200	760,053	
江 津 港	147,341	117,958	89,877	28,081	13,000	365,053	
安 来 港	233,200	214,900	214,900	0	0	0	
合 計	864,070	661,500	436,538	224,962	-	3,336,905	

収支状況

5年間の使用料収入及び財産収入は、年平均で256,283千円である。

一方で、同期間中の管理費（職員給与、施設管理費等）は、年平均で92,608千円、元利償還金は、年平均で467,440千円であり、合計で年平均560,048千円となっており、使用料収入及び財産収入に対して大幅な支出超過となっている。

この収支不足分は、繰入金や借入金等により充当されている。

(4) 収支見通し

今後の収支見込みについては表 - 3 のとおりであり、長期的には収支の採算性は確保できると見込まれている。

これは、現在整備中の港湾のうち、計画どおり河下港（垂水地区）が平成19年度に、西郷港（本港地区）が平成25年度に完成すれば、使用料収入により平成30年度から剰余金が生じ借入金の返済が可能となり、平成46年度で借入金が完済すると見込まれていること、また、県債についても平成45年度で償還が完了すると見込まれているからである。

表 - 3 経営状況シミュレーション

（単位：千円）

項 目	H17～19年度 （平均）	H20～25年度 （平均）	H26～29年度 （平均）	H30年度
収 入	253,764	274,561	316,979	321,152

収益的収支	支 出	185,773	149,963	118,455	103,321
	収支差引	67,991	124,598	198,524	217,831
資本的収支	収 入	399,239	369,703	151,965	52,992
	支 出	467,230	494,301	350,489	251,753
	収支差引	67,991	124,598	198,524	198,761
剰 余 金		0	0	0	19,070

注：1 収益的収支

収入...港湾使用料収入、土地売却（貸付）収入、雑入、繰入金（利息部分）

支出...職員給与費、管理費、償還金利息

注：2 資本的収支

収入...県債、繰入金（元金）、一般会計借入金

支出...建設費、償還金元金、一般会計借入金返還金

注：3 想定推移

【H20～25年度】

- ・収益的収支（収入）...平成19年度に河下港ふ頭用地完成により、平成20年度より使用料収入が増
- ・収益的収支（支出）...償還金利息の減
- ・資本的収支（収入）...平成19年度に河下港ふ頭用地完成により、平成20年度より県債の減
- ・資本的収支（支出）...建設費の増

【H26～29年度】

- ・収益的収支（収入）...平成25年度に西郷港ふ頭用地完成により、平成26年度より使用料収入が増
- ・収益的収支（支出）...償還金利息の減
- ・資本的収支（収入）...平成25年度に西郷港ふ頭用地完成により、平成26年度以降県債なし
- ・資本的収支（支出）...建設費及び償還金元金の減

【H30年度以降】

- ・剰余金が生じるため、一般会計借入金の返還を始め、平成46年度で完済予定
- ・県債は、平成45年度で償還完了予定

注：4 土地売却収入

土地売却収入は、売却の時期、面積等が不確実であるため、収益的収支（収入）には未計上

しかし、機能債事業により整備した港湾施設の使用料については、野積場を例にとれば、表 - 4 のとおり平成16年度の利用実績で、県内18港湾のうち、利用率50%以上となっているのが松江港のみであり、各港湾とも総じて低い利用率となっており、長期的に安定した使用料収入は見込めない状況にある。

また、現在整備中の河下港（垂水地区）の野積場については、年6回の回転率で90%の利用率を見込んでいたり（現在利用されている野積場の利用率は約17%）、西郷港（本港地区）の駐車場においては、常に満車となるように見込むなど、実態とは乖離したものとなっている。

表 - 4 平成16年度主要港湾の施設利用状況表

(単位：m²、%、千円)

港 名	野 積 場				水 中 貯 木 場				その他	合 計
	利用可能面積	利用面積	利用率	使用料	利用可能面積	利用面積	利用率	使用料	使用料	
安来港	32,160	18,464	15.7	10,107					729	10,836
松江港	11,573	28,985	68.6	3,313	24,354	7,850	8.8	1,682	3,271	8,266

七類港	34,070	4,607	3.7	602					13,216	13,818
河下港	20,696	13,054	17.3	12,127					7,486	19,613
浜田港	118,320	814,233	1.9	42,731	81,236	35,754	12.1	638	17,525	60,894
三隅港	26,677	19,830	20.4	2,110					1,961	4,071
西郷港	22,306	3,366,641	41.4	7,982					14,397	22,379
別府港	13,966	10,092	19.8	2,742					7,854	10,596
外10港	68,455	208,890		9,908					24,061	33,969
合 計	348,223	4,484,796		91,622	105,590	43,604		2,320	90,500	184,442

注： 利用面積が利用可能面積より多いのは、年数回の利用があるためである。

その他使用料は、施設用地、旅客上屋、コンテナ管理棟、荷役機械等の使用料である。

(5) 施設管理台帳（仮称）の整備

港湾施設の老朽化が進む中で、施設の維持管理を効率的、効果的に行うためには、各施設について、毎年度の維持修繕費、耐用年数、使用料収入状況等の一連の維持管理情報を、継続的、一元的に把握できる的確な施設管理台帳（仮称）が必要と考えられるが、現行では、こうした台帳が備えられていない。

3 漁港整備事業の概要（漁港漁場整備課事業）

(1) 漁港整備事業の概況

県の漁港整備事業は、国の漁港整備長期計画及び漁港漁場整備長期計画等に基づき実施されている。

このうち本特別会計では、現在、浜田漁港において国庫補助事業で整備する漁港施設と一体となり、豊かで住みよい漁村の振興を図るための漁村再開発施設及び漁港関連施設の各用地の整備を臨海債事業として実施している。

当該事業は、平成7年度及び平成11年度に埋め立て区域内の民有地を買い上げし、平成15年度～平成18年度で土地造成工事（民有地買上げを含む。）を行い、平成19年度に浜田市へ造成用地を一括売却し、事業を完了することとしている。

浜田漁港整備事業の完了後は、新たな事業を行う計画はない。

なお、特別会計事業としては、昭和58年度から昭和61年度まで十六島漁港の整備を行っていたが、平成15年度で元利償還が完了している。

(2) 平成16年度決算の状況

平成16年度決算では、別表（ ）- 2のとおり漁港建設に係る土地造成事業に80,000千円を支出しており、その大部分は工事請負費（75,900千円）であった。

土地造成事業費の財源は、全額が県債（臨海債）であった。

(3) 浜田漁港整備事業の収支状況

主な費目の概要は、次のとおりである。

繰入金

第9次漁港整備長期計画期間中の平成7年度及び平成11年度事業における公有財産購入費に繰入金が充当されていた。

借入金

平成15年度において、事業費が臨海債の基準限度額（一件3,500万円以上）に達しないために、漁港建設費の財源として借入金で充当されていた。

漁港建設費の中には公有財産購入費が含まれていた。

公債費

現在整備中の浜田漁港の平成16年度末における起債の未償還額は、80,000千円である。

(4) 収支見通し

県では、事業実施に当たり平成15年 6月30日付けで浜田市との間で締結した覚書等に基づき、造成用地を浜田市へ一括売却することとしている。

浜田漁港の整備に係る収支計画は、表 - 5 のとおりである。

この収支計画では、売却価格の算定は造成原価方式によることとし、一括売却により所要の造成経費は適切に回収され、収支の採算性は十分に確保できると見込まれている。

表 - 5 浜田漁港整備の収支計画

(単位：千円)

区 分	H7、11	H15	H16	H17	H18	H19
収 入 額	3,785	27,310	80,000	50,550	47,624	211,865
内 訳	一般会計繰入金	3,785	0	0	0	0
	県債	0	0	80,000	50,000	46,000
	一般会計借入金	0	27,310	0	550	1,624
	土地売却代	0	0	0	0	211,865
支 出 額	3,785	27,310	80,000	50,550	47,624	211,865
内 訳	漁港建設費	3,785	27,310	80,000	50,000	46,000
	元利償還金	0	0	0	550	1,624
	一般会計償還金	0	0	0	0	29,484
	一般会計繰出金	0	0	0	0	3,785
収 支 差 額	0	0	0	0	0	0

(5) 漁港施設の管理運営等

漁港施設の財産管理

特別会計で造成した十六島漁港における施設用地（漁具保管修理施設用地、厚生施設用地等）が、所管換の手續なしに一般会計財産として、漁港施設台帳に登載されるとともに、当該施設用地の占用料も一般会計の収入とされていた。

職員の人件費

特別会計の業務に従事する職員の内、臨時職員の賃金は本特別会計から支出されているが、県職員の人件費（本庁及び地方機関の県職員分）は従前から全額一般会計から支出されていた。

4 組織及び運営の合理化に資する意見

(1) 港湾整備事業について（港湾空港課）

特別会計事業の収支改善について

本特別会計は、港湾施設の老朽化により維持管理費の増加が懸念される一方で、長期的に安定した使用料収入が見込めないなど厳しい収支状況となっている。

特別会計は独立採算制を原則として運営されるものであり、港湾整備事業を一層、効率的、効果的に行うために、的確な歳入の確保及び歳出の削減に向けた数値目標を設定し、収支改善に取り組みたい。

事業計画と実績との比較検討について

本特別会計においては、各港湾の事業別の実績が把握されておらず、事業計画と実績との比較検討も行われていない。

機能債事業で整備した施設の利用促進や臨海債事業に係る未売却用地の処分の促進を図る上で、事業計画と実績とを比較し、差異の要因分析、課題の抽出、対応策の検討を行われたい。

臨海債事業による造成用地の売却等の促進について

ア 工業用地の売却促進について

特別会計の健全経営を図る上から、工業用地として造成した土地について関係業界、地元市町村等との連携

を図るとともに、商工労働部と一体となり、セールス活動を一層強化し、売却を促進されたい。

また、売却方法の多様化についても検討されたい。

イ 臨海工業団地事業用定期借地制度について

県では、平成15年度に「臨海工業団地事業用定期借地制度取扱要領」を制定し、未分譲地の有効活用を図ることとしている。

定期借地制度は、造成用地の売却が実質的に困難な場合における有効な土地の活用策であると考えられるが、買い取り条件なしに長期間にわたり貸付けをすることは、造成コストの回収に支障を及ぼす場合も考えられる。

このため、定期借地制度の運用に当たっては、土地の流動性等需要実態に応じ、定期借地制度の積極的な活用がふさわしい部分を計画的に精査選別されたい。

機能債事業による港湾施設の利用促進と効率的な管理運営について

機能債事業で整備した各港湾施設について、今後一層の利用率の向上を図られたい。

しかしながら、利用率が低下し採算性が低く、今後とも利用の改善が見込めない施設については、港湾機能に支障を及ぼさない範囲内で積極的に売却処分を検討されたい。

また、施設の効率的、効果的な管理運営を図るために、指定管理者制度の導入について検討されたい。

公債費の繰上償還について

平成16年度末における起債の未償還額は、6,312,863千円と依然として多額の債務が残っている。

特別会計の健全な運営のため、高利率部分の繰上償還を検討されたい。

施設管理台帳の整備について

港湾施設の効率的、効果的な維持管理を行うために、各港湾施設について、毎年度の維持修繕費、耐用年数、使用料収入状況等の諸元を記載できる適切な施設管理台帳の整備を検討されたい。

(2) 漁港整備事業について（漁港整備課）

管理運営コストの適切な算定について

現行では、借入金に係る利息分や特別会計に従事している県職員の人件費が全く特別会計の経費として算定されていない。

本特別会計が独立採算制を原則としていることを踏まえて、これらを経費として算定することについて検討されたい。

繰入金及び借入金について

漁港整備事業に係る民有地の買い上げの財源として、繰入金や借入金に係る具体的な取扱いの定めがないままに、平成7年度及び平成11年度では、繰入金が充当されていたが、平成15年度では借入金が充当されていた。

港湾整備事業では財源充当ルールが定められているが、漁港整備事業では、財源充当の考え方が不明確であるので、漁港整備事業に係る繰入金及び借入金の考え方を明確にされたい。

土地売却価格について

通常、臨海債事業により造成した土地の売却価格の算定方式には、造成原価方式によるものと取引事例比較方式によるものがあり、港湾整備事業による造成用地の売却に当たっては、単に造成原価とせず、取引事例価格を考慮して総合的に評価を行うこととされている。

現在、漁港整備事業による造成用地の売却に当たっては、造成原価方式に基づく考え方であるが、今後、平成19年度に浜田市へ造成用地を一括売却するに際しては、取引事例価格等を考慮した売却価格とすることについて検討されたい。

特別会計で整備した財産の管理運営について

十六島漁港における特別会計で造成された漁港施設用地が、所管換の手續なしに一般会計の財産とされ、占用料も一般会計の収入とされていた。

本特別会計で整備した財産の管理運営の考え方が不明確であるので、明確にされたい。

Ⅲ 島根県流域下水道特別会計

1 島根県流域下水道特別会計の概要

(1) 島根県流域下水道特別会計設置の目的・意義

流域下水道は、2以上の市町村が管理する公共下水道からの下水（生活又は事業に伴う汚水及び雨水）を広域的に処理するための幹線管渠及び終末処理場で構成されており、その管理は、下水道法第25条の2の規定により、原則、県が行うこととされている。

また、流域下水道事業については、地方財政法第6条及び同施行令第12条に基づき、特別会計を設けて経理を行い、独立採算制を原則として運営することとされており、本県では、この事業を行うために島根県特別会計条例に基づき昭和56年4月に流域下水道特別会計を設置した。

(2) 流域下水道事業の概要

事業計画等の概要

本県の流域下水道は、昭和47年に策定された「斐伊川流域下水道整備総合計画」に基づき、東部処理区及び西部処理区ごとに施設整備等の全体計画を作成し、国の認可を受けたおおむね5年間程度の事業計画により事業を行っている。

東部処理区は、旧松江市、旧安来市、東出雲町、旧八雲村及び旧広瀬町の公共下水道からの汚水を対象とし、昭和50年度から施設整備に着手し、昭和56年度から供用開始している。

西部処理区は、旧出雲市、旧平田市、旧宍道町、斐川町、旧湖陵町及び旧大社町の公共下水道からの汚水を対象とし、昭和58年度から施設整備に着手し、平成元年度から供用開始している。

流域下水道事業計画及び整備状況は表 - 1 のとおりである。

表 - 1 流域下水道事業計画及び整備状況

〔東部処理区〕		〔単位：h a〕						
新市町名	旧市町村名	計画処理区域面積		H 16 年度末進捗状況			整備率	
		全体計画 (a)	認可計画 (b)	管渠整備 面積 (c)	処理告示 面積	処理区域 内人口(人)	計画整備 率 (c/a)	認可整備 率 (c/b)
松江市	松江市	3,556.0	3,556.0	2,948.2	2,948.2	113,148	82.9%	82.9%
	玉湯町	285.0	285.0	217.5	217.5	5,289	76.3	76.3
	八雲村	186.2	186.2	108.5	105.2	2,825	58.3	58.3
安来市	安来市	891.8	517.0	311.5	311.5	12,779	34.9	60.3
	広瀬町	144.0	144.0	112.2	112.2	3,792	77.9	77.9
東出雲町	東出雲町	494.4	433.5	357.3	355.7	11,309	72.3	82.4
合 計		5,557.4	5,121.7	4,055.2	4,050.3	149,142	73.0	79.2

〔西部処理区〕		〔単位：h a〕						
新市町名	旧市町村名	計画処理区域面積		H 16 年度末進捗状況			整備率	
		全体計画 (a)	認可計画 (b)	管渠整備 面積 (c)	処理告示 面積	処理区域 内人口(人)	計画整備 率 (c/a)	認可整備 率 (c/b)
出雲市	出雲市	2,399.2	934.4	747.9	747.9	22,831	31.2%	80.0%
	平田市	535.0	380.0	302.5	300.1	10,838	56.5	79.6
	大社町	547.0	262.5	199.1	199.1	6,983	36.4	75.8
	湖陵町	396.9	228.0	150.3	150.3	3,200	37.9	65.9
松江市	宍道町	503.0	331.0	289.8	289.8	5,927	57.6	87.6
斐川町	斐川町	922.0	703.0	572.0	572.0	11,095	62.0	81.4
合 計		5,303.1	2,838.9	2,261.6	2,259.2	60,874	42.6	79.7

東部処理区においては、全体計画に対する認可計画の比率（ b/a ）が、92.2%であり、計画整備率も73.0%に達している。

一方、西部処理区においては、事業の開始が遅れたことや処理区域内市町の公共下水道整備の遅れなどから、全体計画に対する認可計画の比率（ b/a ）が53.5%であり、計画整備率も42.6%に留まっている。

施設の概要

平成16年度末における流域下水道施設の概要は表 - 2 のとおりである。

表 - 2 流域下水道施設の概要

区分	浄化センター				幹線管渠延長
	処理方式	排除方式	処理能力	目標水質mg/ℓ	
東部	凝集剤添加活性汚泥循環変法 + 砂ろ過法	分流	日最大63,000m ³	BOD 5.0 浮遊固形物 5.0 窒素化合物 8.0 リン化合物 0.4	39.1km
西部	標準活性汚泥法	分流	日最大27,000m ³	BOD 20 浮遊固形物 27	35.7km

注： 東部浄化センターでは処理水を中海に放流しているため、水質汚濁防止法の上乗せ基準が適用されており、この基準を達成するため高度処理化を行っている。

県では、処理区域内市町の公共下水道の整備の進捗に伴う汚水の流入水量（以下「流入水量」という。）の増大に対応して計画的に終末処理場の処理能力の向上を図るため施設を整備してきており、今後も、東部処理区にあっては、平成19年度に一日最大72,000m³/日、西部処理区にあっては、平成20年度に一日最大36,000m³/日の処理が可能となるよう施設整備に取り組むこととしている。

また、既存施設の中には、耐用年数が経過したものや老朽化しているものがあることから、県では、平成元年度以前に整備した施設について、平成17年度から調査を行い、平成18年度に施設の改築計画を作成した上で、整備に取り組むこととしている。

汚水処理に伴う汚泥等の状況

汚水の処理に伴い、東部浄化センターでは、処理水、消化ガス（メタンガス及び二酸化炭素）及び脱水汚泥が発生し、西部浄化センターでは、処理水及び脱水汚泥が発生している。

ア 処理水

東部浄化センターの平成16年度の処理水の発生量は17,809千m³であり、その内、1,511千m³が施設内のトイレの洗浄水、清掃用水等や中海大橋の融雪水として有効利用されており、利用率が8.5%となっている。

また、西部浄化センターの処理水の発生量は5,798千m³であるが、現在、有効利用されていない。

イ 消化ガス

東部浄化センターの平成16年度の消化ガスの発生量は、1,694千m³であり、その内、1,326千m³が消化タンクの加温ボイラーや汚泥焼却等のための燃料として有効利用されており、利用率が78.3%に達している。

ウ 脱水汚泥

汚泥については、平成13年度に作成された「全県域下水汚泥処理総合計画」に基づき処理されている。

流域下水道の汚泥は、脱水処理されており、その発生状況及び処理の状況は表 - 3のとおりである。

東部浄化センターの平成16年度の脱水汚泥の発生量は9,346 tであり、その内、約3割が、コンポストやセメントの原料として有効利用されており、残りの約7割が事前に焼却により減量化され、埋立処理されている。

また、西部浄化センターの脱水汚泥の発生量は4,636 tであり、その全てがセメント原料として有効利用されている。

脱水汚泥の処理に要する費用の単価は、表 - 4のとおりである。

表 - 3 脱水汚泥の発生及び処理状況

(単位: t / 年)

区 分	東部浄化センター					西部浄化センター		
	脱水汚泥 発生量	処 理 状 況				脱水汚泥 発生量	処 理 状 況	
		脱水汚泥 焼却灰化	埋立処理	脱水汚泥コ ンポスト化	セメント 原料		埋立処理	セメント 原料
平成12	10,346	6,321	2,901	1,124		4,535	4,535	
		342		156				
13	10,059	6,922	2,166	971		4,276	2,266	2,010
		419		158				
14	10,418	6,682	2,602	978	156	4,431		4,431
		435		167				
15	10,052	7,602	284	976	1,190	4,603		4,603
		514		195				
16	9,346	6,676	50	1,049	1,571	4,636		4,636
		505		216				

注: 1 上段の数値は、脱水汚泥の量であり、下段は、焼却灰化やコンポスト化後の量である。

注: 2 東部浄化センターの平成16年度の脱水汚泥発生量が、前年度と比較して大きく減っているのは、平成16年2月に脱水機を追加整備したためである。

表 - 4 脱水汚泥処理単価の状況

(単位: 円 / t)

処分方法	東部浄化センター				西部浄化センター	
	焼却灰	埋 立	コンポスト	セメント原料	埋 立	セメント原料
平成12年度	14,700	14,700	27,209		14,500	2,720
	2,300	2,300				
平成13年度	14,700	14,700	27,209		15,000	14,900
	2,300	2,300				
平成14年度	9,100	13,900	27,209	10,000		7,000
	2,300	2,300				5,750
平成15年度	9,100	13,900	27,209	12,800		6,500
	5,950	5,950				6,000
平成16年度	9,100	13,900	27,209	10,600		5,800
	5,000	5,000				5,700

注: 1 「焼却灰」の上段は処理単価、下段は運搬単価であり、入札により決定した額である。

なお、焼却灰化に要する維持管理費(光熱水費、薬品費、A重油代、人件費等)を積み上げると19,567円(平成10~15年度の平均)となる。従って、平成16年度において脱水汚泥を焼却灰化するために要した経費は、 $6,676t \times 19,567円 / t = 130,629,292円$ である。

注: 2 「埋立」及び「セメント原料」の上段は処理単価、下段は運搬単価であり、入札により決定した額である。

なお、東部浄化センターのセメント原料については、処理費と運搬費を併せて入札している。

注: 3 「コンポスト」の製造単価は、コンポスト製造に要したゼオライト代、人件費、光熱水費、修繕費、袋代を積み上げたものであり、平成10年度から平成15年度までの平均値である。

(3) 平成16年度決算の状況

平成16年度の決算の状況は、別表()のとおりである。

歳入総額は5,071,985千円、歳出総額は3,690,450千円であり、収支差の1,381,535千円は剰余金である。

県では、流域下水道特別会計における経費の削減を図るため、従前から委託事業契約の複数年化に取り組んでおり、更に、平成18年度からは、施設の維持管理業務の委託範囲を拡大し、総合的に委託する包括的外部委託方式を導入することとしている。

主な費目の概要は次のとおりである。

負担金収入

負担金は、二次処理費、高度処理費及び資本費で構成され、流入水量に応じて処理区域内市町から徴収されており、その単価は、概ね3年ごとに見直されている。

平成16年度の東部処理区域内市町村の負担金単価は、松江市(旧八雲村を除く。)、安来市(旧広瀬町を除く。)及び東出雲町が64円/m³、供用開始が遅れた旧八雲村及び旧広瀬町がそれぞれ70円/m³及び72円/m³であり、適用期間は平成14年度から平成16年度までである。

また、西部処理区域内市町の負担金単価はいずれも96円/m³であり、適用期間は、平成15年度から平成17年度までである。

注：1 二次処理費とは、有機物の処理に要する費用である。

注：2 高度処理費とは、窒素やリンの除去に要する費用である。

なお、負担金の対象は、当該費用の1/2である。

注：3 資本費とは、施設整備に要した起債の元利償還額である。

なお、負担金の対象は、当該元利償還額から繰入金を控除した額である。

繰入金

繰入金には、総務省の「地方公営企業繰出金について」(通知)に基づくものと基づかないものがある。

ア 基づくもの

㊦ 高度処理に要する費用の1/2

㊧ 施設整備に係る県負担額の40%に相当する額

㊨ 起債償還額の内、公費で措置することとされている雨水処理施設相当として算定した額

イ 基づかないもの

㊦ 下水道推進課職員12人の内の9人分の人件費から国庫補助金事務費 振替額を控除した額

㊧ 二次処理費及び高度処理費を処理区域内市町の負担金で賄うことができるようになるまでの期間の資本費

㊨ 県債は1件100万円単位であることから、その端数相当額

借入金

二次処理費、高度処理費及び資本費が、処理区域内市町の負担金収入では不足する場合に、当該不足額を一般会計から借り入れている。

公債費

平成16年度の公債費は、1,030,115千円である。

また、平成16年度末の未償還額は、表 - 5 のとおり13,080,469千円であり、この内、借入利率が5%以上の高利率のものは、5,084,133千円(38.9%)に上っている。

表 - 5 起債償還計画

(単位：千円)

借入額	平成16年度末 未償還額	償 還 予 定 額				
		H17	H18	H19	H20	H21以降
16,220,000	13,080,469	1,038,066	1,015,735	1,016,467	1,004,654	9,005,547

高利率の起債償還予定表

(単位 : 千円)

借入額	利率 (%)	未償還額	最終償還年度
351,000	8.0以上	135,549	H20
3,103,000	7.0以上～8.0未満	1,928,948	H32
1,831,000	6.0以上～7.0未満	1,960,994	H33
1,013,000	5.0以上～6.0未満	1,058,642	H31
合 計		5,084,133	

剰余金

剰余金は、二次処理費及び高度処理費に係るものであり、その取り扱いについては、処理区域内市町と県とで締結した覚書により、流入水量に応じて処理区域内市町に還付することとされている。

なお、還付は、剰余金が発生した負担金単価適用期間分を次の次の適用期間に行われている。

2 収支見通し

最近 5 年間の収支状況を見ると、処理区域内市町の公共下水道整備の進捗により、流入水量が着実に増加してきており、今後も表 - 6 のとおり増加が期待できることから、安定した経営が見込まれる状況となっている。

表 - 6 経営状況シミュレーション

〔 東部処理区 〕

(単位 : 千円)

項 目		H17～19年度	H20～25年度の間の推移
二次処理費 + 高度処理費	収入	3,280,000	流入水量は毎年 2 % 前後の伸びを想定 二次処理費単価については、3 年毎の見直しで 3 % 程度下がる見込み
	支出	3,210,000	流入水量の増加に伴うコスト増は、流入水量の伸び率の 1 / 4 程度を想定
	剰余金	70,000	剰余金は一定期間後に市町へ還付
資 本 費	収入	574,000 (内借入 23,000)	回収期間 : H11～H25年度 H21年度から借入金の返済開始、H24年度完済見込み
	支出	574,000	

〔 西部処理区 〕

(単位 : 千円)

項 目		H18～20年度	H21～32年度の間の推移
二次処理費	収入	1,720,000	流入水量は毎年 3～5 % 程度の伸びを想定 二次処理費単価は 3 年毎に 5 % 前後低減する見込み
	支出	1,690,000	流入水量の増加に伴うコスト増は、流入水量の伸び率の 6 割程度を想定
	剰余金	30,000	剰余金の取扱いは、関係市町との協議により決定
資 本 費	収入	464,000 (内借入184,000)	回収期間 (予定) : H18～H32年度 H26年度から借入金の返済開始、H32年度に完済見込み
	支出	464,000	

なお、東部処理区及び西部処理区の状況は、次のとおりである。

(1) 東部処理区

二次処理費及び高度処理費について

- ・流入水量の増により処理区域内市町からの負担金収入が増加し、毎年度剰余金が発生している状況となってい

る。

- ・今後、流入水量の増による高度処理費の増加や施設の経年劣化等による修繕費の増加等が見込まれるものの、負担金収入の増加が想定されることから、平成17年度からの負担金単価を引き下げる改定を行った。

資本費について

- ・資本費については、算定期間を15年間とし、その単価を平準化して設定しているが、平成10年度当時想定した平成11年度からの見込流入水量が節水型水洗トイレの普及等により当初予定を下回る見込みとなったため、平成16年度において見直しを行い、平成17年度からの負担金単価を引き上げる改定を行った。
- ・単価を改定したことにより、一般会計からの借入れは平成18年度で終わり、平成19年度からは借入金の返済が可能となり、平成25年度には完済する見込みとなっている。

(2) 西部処理区

二次処理費について

- ・流入水量が順次増加していること及び維持管理費の縮減に努めたこと等により、二次処理費に係る借入金の返済が平成17年度において完了する見込みとなった。
- ・流入水量が増加することが見込まれることから、平成18年度からの負担金単価を引き下げる改定を行うこととしている。

資本費について

- ・資本費については、これまで繰入金により対応していたが、二次処理費を処理区域内市町の負担金で賄うことができるようになったことから、平成18年度以降、資本費に係る負担金を徴収することとしている。
- ・徴収当初は負担金収入だけでは不足が生ずることから、借入金で対応することとなるが、平成32年度には完済できる見込みとなっている。

3 組織及び運営の合理化に資する意見

(1) 汚泥処理について

流域下水道の汚泥は、現在、コンポストやセメント原料としての有効利用のほか埋立処理されている。

しかしながら、流入水量の増加に伴って汚泥の発生量が増加していく中、現在の処理方法である埋立処理については、事前に減量化するための焼却灰化に要する経費が多額であること、コンポスト化については、売却が進まず生産調整している状況にあること、セメント原料については、経済情勢の変化に影響されやすいことなどから、将来にわたって安定的な処理ができるかどうかは不確実である。

については、今後増加する汚泥の処理を図るため、新技術の活用も視野に入れて、汚泥の安定的かつ効率的な処理方法を検討されたい。

(2) 職員人件費について

本特別会計は、独立採算制を原則としていることから、特別会計の業務に従事する下水道推進課職員の人件費については、特別会計の費用として経理し、処理区域内市町からの負担金を充当すべきであると思われるので、その取扱いについて検討されたい。

(3) 公債費について

平成16年度末現在、借入利率5%以上の起債の未償還額は5,084,133千円であり、全体の未償還額13,080,469千円の38.9%を占めている。

このため、県ではこれまで、国が特例的に認める借換債を利用してきているが、現在の制度では極めて高利率のものに限定されているので、より柔軟に借換債の利用ができるよう国へ制度改正を働きかけられたい。

また、繰上償還についても検討されたい。

IV 島根県営住宅特別会計

1 島根県営住宅特別会計の概要

(1) 島根県営住宅特別会計設置の目的・意義

県営住宅事業は、公営住宅法及び島根県営住宅条例に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸し、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

県営住宅事業については、住宅使用料を主たる財源として、住宅建設費及び維持管理費に充当するという性格を有するものであることから、一般会計と区分して経理を行い、入居者に提供するサービスに要する費用を明確にすることを目的として、本県では、島根県特別会計条例に基づき、平成14年 4 月に県営住宅特別会計を設置した。

(2) 県営住宅事業の概要

県営住宅の管理状況

県営住宅の建設は、国の地方住宅建設五箇年計画により県が作成する県住宅建設五箇年計画及びこれに続く県営住宅ストック総合活用計画等に基づき実施されている。

平成16年度末における県内の公営住宅は、約13,000戸であり、このうち、県営住宅は、表 - 1 のとおり、5,107戸（102団地、397棟）で、これを地域別にみると、出雲部が3,184戸（49団地、207棟）、石見部が1,827戸（49団地、179棟）、隠岐が96戸（4団地、11棟）となっている。

松江、木次及び出雲の各土木建築事務所管内並びに川本土木建築事務所管内の大田地区の県営住宅については、島根県住宅供給公社に管理委託し、それ以外の県営住宅については、土木建築事務所及び隠岐支庁土木建築局が直接管理している。

なお、邑南町の矢上団地及び口羽団地については、平成16年度末に邑南町へ事業主体変更を行っている。

平成18年度からは、隠岐地区を除く全県下で指定管理者制度を、また、西ノ島町の新由良団地では管理代行制度を導入することとしている。

表 - 1 県営住宅の概況

平成17年 3 月31日現在

管内別	団地数	棟数	管理戸数	管理事務所等
松江土木建築事務所	27	125	2,164	島根県住宅供給公社
木次土木建築事務所	2	5	34	島根県住宅供給公社
出雲土木建築事務所	20	77	986	島根県住宅供給公社
川本土木建築事務所 (大田地区を除く。)	4	7	41	川本土木建築事務所
(大田地区)	2	5	59	島根県住宅供給公社
浜田土木建築事務所	22	80	968	浜田土木建築事務所
益田土木建築事務所	21	87	759	益田土木建築事務所
隠岐支庁土木建築局	4	11	96	隠岐支庁土木建築局
計	102	397	5,107	

注：川本土木建築事務所（大田地区を除く。）の管理戸数は、邑南町への事業主体変更分29戸を含む。

入居の概要

ア 入居者の募集及び選考方法

既存住宅では、空き家となった場合に備え、随時一般公募を行い、入居資格を審査のうえ、入居予定者を前もって登録し、登録順に入居させている。

登録している者（待機者）は、平成16年度末現在で約1,000世帯である。

また、住宅を建替えした際には、建替前の入居者の意向を優先した上で、なお空き家がある場合に、一般公募を行っている。

イ 入居状況

平成16年度末現在の入居状況は、表 - 2 のとおり管理戸数5,107戸のうち入居戸数は、4,858戸（95.1%）で、空き家は、249戸（4.9%）となっているが、空き家の中には政策的空き家（建替えのため、政策的に入居させていない空き家）が112戸あり、これを除いた入居率は、97.3%である。

なお、入居者のうちには、収入超過者（注1）及び高額所得者（注2）が8.7%含まれており、収入超過者に対しては、認定通知、面談、民間住宅への斡旋を行い、高額所得者に対しては、認定通知、明渡請求などの措置を講じている。

注：1 収入超過者とは、3年以上入居していて、収入が月額200千円を超える者であり、住宅の明渡努力義務が課され、自主退去に努める必要がある者である。平成16年度末の収入超過者は、417世帯（全体の8.6%）である。

注：2 高額所得者とは、5年以上入居していて、収入が2年連続して月額397千円を超える者であり、住宅の明渡義務が課され、退去しなければならない者である。

平成16年度末の高額所得者は、6世帯（全体の0.1%）である。

表 - 2 過去5年間の入居状況 各年度末状況

年度	管理戸数	入居数	入居率(%)
12	5,047	4,856	96.2
13	5,091	4,876	95.8
14	5,099	4,885	95.8
15	5,123	4,884	95.3
16	5,107	4,858	95.1

家賃徴収の事務

ア 家賃の算定方法

家賃については、表 - 3 のとおり、入居者の収入（月収額）に応じて8段階に区分され、家賃算定基礎額に住宅の建設年度、面積、規模構造、利便性や立地条件等の係数を乗じて決定している。

このうち、収入超過者などの家賃は4段階あり、それぞれの月額家賃に、収入区分に応じて割増分が加算される。割増分は、近傍同種家賃から月額家賃を控除した額に、それぞれの割合（1/7、1/4、1/2、全額）を乗じて算定される。

なお、高額所得者の家賃は、近傍同種家賃と同額とされている。

表 - 3 家賃の収入区分及び家賃算定基礎額 平成16年度の状況（単位：円）

区分	収入区分	家賃算定基礎額	割増分の加算割合	
1	0 ~ 123,000	37,100		
2	123,001 ~ 153,000	45,000		
3	153,001 ~ 178,000	53,200		
4	178,001 ~ 200,000	61,400		
収入超過者等	5	200,001 ~ 238,000	70,900	1 / 7
	6	238,001 ~ 268,000	81,400	1 / 4
	7	268,001 ~ 322,000	94,100	1 / 2
	8	322,001 ~	107,700	全額

イ 家賃の減免

家賃の減免については、「島根県営住宅家賃減免及び徴収猶予取扱要綱」により、減免対象及び減免額等を定めている。

減免の対象とするのは、市町村民税非課税世帯、生活保護法による被保護世帯、災害により損害を受けた世帯

帯、としているが、平成16年度末現在で減免の適用を受けている世帯は、市町村民税非課税世帯のみであり、その減免額は家賃の25%に相当する額となっている。

減免額は、表 - 4 のとおり年々増加しており、1件当たりの減免額は、4,400～4,600円となっている。

表 - 4 減免額の推移

年 度	12	13	14	15	16
延べ減免世帯数	6,376	7,092	7,882	8,452	9,112
減免額(千円)	28,594	31,864	35,514	37,725	39,736

注： 延べ減免世帯数は、各月ごとの減免世帯の総計である。

ウ 収納状況

平成16年度における家賃の収納状況は、調定額1,327,095千円に対し、収入額は1,242,744千円で徴収率93.6%、収入未済額は84,351千円となっている。

収入額の内訳は、現年度分が1,226,906千円(徴収率99.3%)、過年度分が15,838千円(徴収率17.3%)である。

収入未済額の内訳は、現年度分が8,800千円(構成比10.4%)、過年度分が75,551千円(構成比89.6%)である。

なお、収入未済が発生した場合には、「県営住宅家賃滞納整理事務処理要綱」により、催告状や督促状の送付、呼び出しによる納付指導などを行っている。

(3) 平成16年度決算の状況

平成16年度決算の状況は、別表()のとおりである。

歳入は、使用料1,243,925千円、国庫補助金966,305千円、県債441,000千円など総額2,930,857千円であった。

一方、歳出は、住宅管理費836,175千円、住宅建設費916,911千円、公債費1,088,286千円など総額2,841,372千円であった。

収支差の89,485千円は、剰余金である。

主な費目の概要は次のとおりである。

繰入金

一般会計から、家賃対策補助金相当額(交付税措置分)、政策的家賃減免相当額(低額所得者減免対象分等)及び職員給与費(建築住宅課職員10人分)が繰入れられている。

借入金

一般会計から、県営住宅駐車場の平成18年度有料化に伴う県営住宅駐車場敷地調査費用(4,551千円。県営住宅全団地の駐車可能台数の調査等)が借入れられている。

これは、駐車場関係の経費を住宅使用料に係るものとは区分し、駐車場使用料を財源として支出することとしたためである。

公債費

平成16年度の公債費は、1,088,286千円であった。

また、平成16年度末の未償還額は、表 - 5 のとおり、10,777,940千円であり、この内、借入利率が5%以上の高利率のものは、2,814,871千円(26.1%)である。

表 - 5 起債の償還計画

(単位：千円)

借入額	平成16年度末 未償還額	償 還 予 定 額				
		H17	H18	H19	H20	H21以降
26,789,379	10,777,940	850,000	859,000	882,000	891,000	7,295,940

上記のうち、借入利率が5%以上のもの

(単位：千円)

借入額	利率(%)	未償還額	最終償還年度
676,000	7.0以上	263,853	H22
2,717,000	6.0以上～7.0未満	1,657,005	H27
1,270,000	5.0以上～6.0未満	894,013	H28
合 計		2,814,871	

(4) 今後の整備計画

県営住宅の整備については、整備の基本方針を定めている「島根県営住宅ストック総合活用計画」(平成13年度～平成22年度)に基づき行うこととしている。

この計画においては、新規の住宅供給は、市町村が主体となり、県は、補完的役割を担うこととしていることから、県では、住宅面積が狭小で、老朽化している準耐火住宅の建替えのみを実施している。

準耐火住宅の建替えについては、当初10年間で575戸を予定していたが、財政状況を勘案し、前期(平成13年度～平成17年度)220戸、後期(平成18年度～平成22年度)200戸と見直している。

なお、見直しに伴い建替えしないこととなった準耐火住宅155戸については、修繕等を行い、継続して使用することとしている。

全団地の駐車場について、平成18年4月から有料化することとしており、未舗装のものについては、順次舗装整備を行う予定である。

2 収支見直し

今後の収支見直しについては、表 - 6 のとおりである。

収入については、平成17年度と同額の住宅使用料や平成18年度から有料化される駐車場使用料、国庫補助金、県債等が計上されている。

一方、支出については、島根県営住宅ストック総合活用計画に基づく住宅建設費、改良・大規模修繕費、維持管理費等が計上されている。

このシミュレーションでは、平成20年度～平成22年度の期間について収支不足が発生するものの、平成23年度以後は、駐車場整備が完了することなどから、剰余金が発生するものと見込まれている。

なお、収支不足が発生する平成20年度～平成22年度の期間については、県単独事業の環境整備費(修繕費)を圧縮して、収支の均衡を図ることとしている。

表Ⅳ-6 収支シミュレーション

●収入

(単位:百万円)

項目	H17当初	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
使用料	1,236	1,268	1,287	1,321	1,326	1,336	1,342	1,343
住宅使用料	1,236	1,236	1,236	1,236	1,236	1,236	1,236	1,236
駐車場使用料	0	32	51	85	90	100	106	107
国庫補助金	503	393	578	569	587	619	643	647
家賃対策補助金	295	200	180	180	180	180	180	180
財産収入	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入	2	15	1	1	1	1	1	1
県債	495	724	572	563	643	699	636	640
繰越金	10	44	10	10	10	10	10	10
繰入金	275	407	383	376	375	371	363	351
収入計	2,816	3,051	3,011	3,019	3,122	3,216	3,176	3,171

●支出

項目	H17当初	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
建設	899	948	864	848	992	1,092	940	971
補助分(補)	778	677	764	751	788	859	854	860
超過負担分(単)	58	58	67	69	68	68	67	68
用地取得(単)	0	126	0	0	114	158	0	0
県単除却(単)	56	81	26	21	15	0	12	36
建替移転補償	7	6	7	7	7	7	7	7
改良・大規模修繕	507	626	630	638	619	636	692	744
特別修繕(補)	292	263	276	272	267	254	303	303
特別修繕(単)		112	92	91	89	85	101	101
環境整備	215	251	262	275	263	297	288	340
駐車場整備	14	83	99	119	142	104	0	0
維持管理	330	314	314	314	314	314	314	314
職員給与費	70	65	65	65	65	65	65	65
公債費	850	859	882	891	882	868	846	838
市町村交付金	134	135	135	135	135	135	135	135
予備費	12	21	10	10	10	10	10	10
支出計	2,816	3,051	2,999	3,020	3,159	3,224	3,002	3,077

収入－支出	0	0	12	-1	-37	-8	174	94
-------	---	---	----	----	-----	----	-----	----

【繰入金内訳】

①繰入対象分

項目	H17現計	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
家賃対策補助金相当額	177	201	180	180	180	180	180	180
家賃収入補助金相当額	118	228	227	220	219	215	207	195
政策的家賃減免相当額	99	102	100	100	100	100	100	100
職員給与費	70	65	65	65	65	65	65	65
滞納整理分	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金 小計	464	596	572	565	564	560	552	540

②県営住宅公債費相当額

項目	H17現計	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
H7～H10年度分計	189	189	189	189	189	189	189	189

繰入金 計(①-②)	275	407	383	376	375	371	363	351
------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(注) 繰入金は、繰入対象分から県営住宅公債費相当額(H7～H10年度の住宅整備事業費は、起債を使わず、一般財源で実施したため、この償還相当額の一般会計返済分)を控除した額である。

3 組織及び運営の合理化に資する意見

(1) 適正な収支計画の策定について

「収支シミュレーション」によれば、平成18年度以降の「住宅使用料」は、平成17年度の住宅使用料と同額を見込んでいる。

しかし、住宅使用料収入は、平成7年度～平成16年度の10年間で、357,837千円（年率2%程度の減）減少しており、この要因は、経過年数係数（建築時からの経過年数に応じて定められている数値）の逓減や入居者世帯の所得減に伴う収入区分の低段階への移行による家賃の低下などである。

今後、経過年数係数が逓減していくことや住宅戸数も減少していくことなどの減収要素を考慮すると、収支シミュレーションの住宅使用料収入は過大となっていると思われる。

については、住宅使用料収入を修正のうえ新たな収支計画を作成し、島根県営住宅ストック総合活用計画の実施の際に活用されたい。

(2) 収入超過者への対応について

県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的としているにもかかわらず、平成16年度末における収入超過者が417世帯（入居者の8.6%）存在している。

一方で、約1,000世帯の待機者がいる中で、収入超過者が入居し続けることは、真に住宅に困窮するこれらの者から入居の機会を奪うことでもあり、収入超過者に対し県営住宅の趣旨を説明し、自主的な退去を積極的に求められたい。

(3) 督促手数料及び延滞金の徴収について

住宅使用料の滞納者に対しては、滞納整理事務を適切に執行するなど、滞納額の解消に向け鋭意努力されているものの、平成16年度末の滞納額は、84,351千円となっている。

納期内納付者との均衡や滞納への抑止効果を図るため、滞納者に対する督促手数料及び延滞金について、導入を検討されたい。

(4) 起債の繰上償還について

平成16年度末現在、借入利率5%以上の起債の未償還額は2,814,871千円であり、全体の未償還額10,777,940千円の26.1%を占めている。

県営住宅事業の運営の安定化を図るため、高利率部分の繰上償還について検討されたい。

(5) 県営住宅の事業主体変更について

県営住宅の管理については、公営住宅法等の改正により、指定管理者制度や管理代行制度が創設され、本県でも、平成18年度からこれらの制度の導入を予定している。

一方、県では、市町村合併の進展に伴い、県と市町村との新たなパートナーシップを築く必要があるため、住民の利便性が向上するものや市町村において一連の事務が完結するものなどについては、積極的に権限移譲を進めることとしている。

このような状況を踏まえ、県内の公営住宅事業においても、一元的管理によるサービスの向上や管理の効率化を図るため、県営住宅の事業主体変更を積極的に推進されたい。

【 資 料 】

別表(I)

中海水中貯木場特別会計の決算の状況

1. 歳 入

(単位:円)

科 目 (款、項、目、節)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
1. 中海水中貯木場収入	50,494,319	74,310,187	56,228,766	358,145,726	359,474,255
1. 使用料及び手数料	47,590,200	23,969,925	18,504,675	19,071,675	20,404,125
1. 使用料	47,590,200	23,969,925	18,504,675	19,071,675	20,404,125
1. 中海水中貯木場使用料	47,590,200	23,969,925	18,504,675	19,071,675	20,404,125
2. 繰入金	0	19,970,000	27,513,255	339,053,000	0
1. 一般会計繰入金	0	19,970,000	27,513,255	339,053,000	0
1. 一般会計繰入金	0	19,970,000	27,513,255	339,053,000	0
3. 繰越金	2,904,119	3,356,222	2,141,626	4,671	339,054,254
1. 繰越金	2,904,119	3,356,222	2,141,626	4,671	339,054,254
1. 繰越金	2,904,119	3,356,222	2,141,626	4,671	339,054,254
4. 諸収入	0	14,040	15,210	16,380	15,876
1. 雑入	0	14,040	15,210	16,380	15,876
1. 雑入	0	14,040	15,210	16,380	15,876
5. 県債	0	27,000,000	0	0	0
1. 県債	0	27,000,000	0	0	0
1. 災害復旧事業債	0	27,000,000	0	0	0
6. 借入金	0	0	8,054,000	0	0
1. 一般会計借入金	0	0	8,054,000	0	0
1. 一般会計借入金	0	0	8,054,000	0	0

(注) 歳入と歳出の差額は剰余金となっている。

2. 歳 出

(単位:円)

科 目 (款、項、目、節)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
1. 中海水中貯木場費	47,138,097	72,168,561	56,224,095	358,134,472	354,353,805
1. 中海水中貯木場費	47,138,097	72,168,561	56,224,095	358,134,472	354,353,805
1. 管理費	10,474,623	44,051,087	41,778,221	349,676,472	344,726,720
1. 報酬	2,400,900	3,778,800	3,778,800	3,724,800	3,727,200
4. 共済費	94,350	362,170	364,290	301,165	305,420
8. 報償費	86,800	37,200	0	31,000	24,000
9. 旅費	33,356	126,758	0	10,960	11,520
11. 需用費	1,072,575	206,136	51,436	232,942	1,276,530
12. 役務費	0	0	0	8,400	0
13. 委託料	5,439,000	32,433,500	37,246,755	5,533,500	339,035,550
(明許繰越)				339,043,000	
14. 使用料及び賃借料	452,542	355,523	332,640	346,500	346,500
15. 工事請負費	0	5,565,000	0	0	0
19. 負担金補助及び交付金	0	0	0	3,705	0
27. 公課費	895,100	1,186,000	4,300	440,500	0
2. 元利償還金	28,117,474	28,117,474	14,445,874	270,000	3,520,226
23. 償還金・利子及び割引料	28,117,474	28,117,474	14,445,874	270,000	3,520,226
4. 一般会計繰出金	8,546,000	0	0	134,000	6,106,859
28. 繰出金	8,546,000	0	0	134,000	6,106,859
5. 一般会計償還金	0	0	0	8,054,000	0
23. 償還金・利子及び割引料	0	0	0	8,054,000	0

別表(Ⅱ)-1

臨港地域整備特別会計の決算の状況

(港湾整備事業)

1. 歳入

(単位:円)

科目(款、項、目、節)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
1. 港湾整備事業収入	1,334,645,010	1,144,900,481	1,169,465,066	854,731,415	708,786,169
1. 使用料及び手数料	158,437,330	159,790,568	181,546,848	191,321,818	188,925,010
1. 使用料	158,437,330	159,790,568	181,546,848	191,321,818	188,925,010
1. 港湾使用料	158,437,330	159,790,568	181,546,848	191,321,818	188,925,010
3. 繰入金	340,307,800	80,716,978	83,910,712	102,123,563	115,278,848
1. 一般会計繰入金	340,307,800	80,716,978	83,910,712	102,123,563	115,278,848
1. 一般会計繰入金	340,307,800	80,716,978	83,910,712	102,123,563	115,278,848
4. 諸収入	9,967,622	64,007,904	9,981,099	13,650,325	3,324,160
1. 雑入	9,967,622	64,007,904	9,981,099	13,650,325	3,324,160
1. 雑入	9,967,622	64,007,904	9,981,099	13,650,325	3,324,160
5. 県債	762,000,000	487,000,000	589,000,000	264,000,000	140,000,000
1. 県債	762,000,000	487,000,000	589,000,000	264,000,000	140,000,000
1. 港湾整備事業債	754,000,000	475,000,000	589,000,000	264,000,000	140,000,000
3. 災害復旧事業債	8,000,000	12,000,000			
6. 財産収入	19,932,258	78,165,736	11,383,530	119,361,583	172,548,354
1. 財産売払収入	19,026,378	63,899,886	11,383,530	110,295,718	153,500,844
1. 土地売払収入	19,026,378	63,899,886	11,383,530	110,295,718	153,500,844
2. 財産運用収入	905,880	14,265,850		9,065,865	19,047,510
1. 土地貸付収入	905,880	14,265,850		9,065,865	19,047,510
7. 繰越金		44,000,000	15,105,000		13,500,000
1. 繰越金		44,000,000	15,105,000		13,500,000
1. 繰越金		44,000,000	15,105,000		13,500,000
8. 借入金	44,000,000	231,219,295	278,537,877	164,274,126	75,209,797
1. 一般会計借入金	44,000,000	231,219,295	278,537,877	164,274,126	75,209,797
1. 一般会計借入金	44,000,000	231,219,295	278,537,877	164,274,126	75,209,797

2. 歳 出

(単位:円)

科 目 (款、項、目、節)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
1. 港湾整備事業費	1,290,645,010	1,129,795,481	1,169,465,066	841,231,415	708,786,169
1. 管理費	97,627,831	88,620,184	100,741,197	86,172,110	89,876,998
1. 管理費	97,627,831	88,620,184	100,741,197	86,172,110	89,876,998
1. 報酬					1,575,080
2. 給与	26,068,800	17,003,700	17,708,338	19,213,178	18,612,064
3. 職員手当等	18,307,323	12,106,577	11,454,990	11,214,239	12,073,350
4. 共済費	8,315,861	5,343,418	5,371,786	5,700,485	6,070,312
7. 賃金	108,050	165,000	161,600	192,000	133,000
9. 旅費			1,000,000	544,228	126,340
11. 需用費	2,783,439	5,803,450	8,350,465	13,037,508	12,913,753
12. 役務費	15,000	15,450	23,641	124,467	31,000
13. 委託料	30,163,558	32,569,839	31,722,385	31,328,805	29,320,484
14. 使用料及び賃借料		276,000			
15. 工事請負費	9,913,000	12,753,950	22,804,215	2,864,400	6,373,800
19. 負担金、補助及び交付金	1,952,800	2,582,800	2,143,777	1,952,800	2,450,815
27. 公課費					197,000
2. 港湾建設費	757,431,479	523,085,000	580,737,000	265,416,000	149,017,000
1. 港湾建設費	757,431,479	523,085,000	580,737,000	265,416,000	149,017,000
1. 報酬		1,778,950	1,812,000	1,730,558	228,765
4. 共済費	250,000	240,000	462,283	254,484	300,926
7. 賃金	1,960,032	1,365,800	2,100,000	137,600	258,000
9. 旅費	3,657,846	3,706,854	2,996,590	220,360	409,535
11. 需用費	7,634,328	5,666,426	4,109,639	1,173,835	1,410,038
12. 役務費	2,029,262	696,039	278,603	667,338	163,833
13. 委託料	54,759,375	7,823,550	46,273,790	47,124,000	24,812,550
14. 使用料及び賃借料	206,145	184,602	200,000	17,325	74,000
15. 工事請負費	643,549,300	501,143,650	522,455,950	213,960,500	121,318,300
17. 公有財産購入費	41,732,088	4,000			
18. 備品購入費	28,350				
19. 負担金、補助及び交付金	282,900	68,300	48,145	130,000	41,053
22. 補償・補填及び賠償金	1,341,853	406,829			
3. 公債費	427,585,700	462,090,297	487,986,869	489,643,305	469,892,171
1. 公債費	427,585,700	462,090,297	487,986,869	489,643,305	469,892,171
23. 償還金・利子及び割引料	427,585,700	462,090,297	487,986,869	489,643,305	469,892,171
5. 災害復旧費	8,000,000	12,000,000			
1. 災害復旧費	8,000,000	12,000,000			
11. 需用費	524,000	607,500			
15. 工事請負費	7,476,000	11,392,500			
6. 借入金償還金		44,000,000			
1. 一般会計借入金償還金		44,000,000			
23. 償還金・利子及び割引料		44,000,000			

別表(Ⅲ)

流域下水道特別会計の決算の状況

1. 歳入

(単位:円)

科 目 (款、項、目、節)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
1. 宍道湖流域下水道事業収入	7,570,481,411	6,705,640,778	6,042,226,939	5,083,852,180	5,071,985,059
1. 分担金及び負担金	2,240,978,820	2,337,881,043	1,926,856,634	1,898,902,109	1,970,545,188
1. 負担金	2,240,978,820	2,337,881,043	1,926,856,634	1,898,902,109	1,970,545,188
1. 管理費負担金	1,571,428,820	1,720,481,043	1,589,247,759	1,698,220,159	1,769,911,659
2. 建設費負担金	669,550,000	617,400,000	337,608,875	200,681,950	200,633,529
2. 国庫支出金	2,589,300,000	1,979,100,000	1,544,492,000	829,008,000	638,600,000
1. 国庫補助金	2,589,300,000	1,979,100,000	1,544,492,000	829,008,000	638,600,000
1. 流域下水道事業費補助金	2,589,300,000	1,979,100,000	1,544,492,000	829,008,000	638,600,000
3. 繰入金	839,822,324	855,715,716	925,228,760	958,974,872	976,029,394
1. 一般会計繰入金	839,822,324	855,715,716	925,228,760	958,974,872	976,029,394
1. 一般会計繰入金	839,822,324	855,715,716	925,228,760	958,974,872	976,029,394
4. 借入金	63,976,065	58,297,022	51,195,491	50,233,561	60,413,995
1. 一般会計借入金	63,976,065	58,297,022	51,195,491	50,233,561	60,413,995
1. 一般会計借入金	63,976,065	58,297,022	51,195,491	50,233,561	60,413,995
5. 繰越金	870,161,314	780,922,311	1,060,275,755	1,046,585,675	1,163,805,583
1. 繰越金	870,161,314	780,922,311	1,060,275,755	1,046,585,675	1,163,805,583
1. 繰越金	870,161,314	780,922,311	1,060,275,755	1,046,585,675	1,163,805,583
6. 諸収入	76,242,888	91,724,686	94,178,299	80,147,963	62,421,427
1. 雑入	22,016,062	31,557,594	43,171,350	6,089,134	1,678,745
1. 雑入	22,016,062	31,557,594	43,171,350	6,089,134	1,678,745
2. 受託事業収入	54,226,826	60,167,092	51,006,949	74,058,829	60,742,682
1. 流域下水道受託事業収入	54,226,826	60,167,092	51,006,949	74,058,829	60,742,682
7. 県債	890,000,000	602,000,000	440,000,000	220,000,000	200,000,000
1. 県債	890,000,000	602,000,000	440,000,000	220,000,000	200,000,000
1. 流域下水道事業債	632,000,000	568,000,000	440,000,000	220,000,000	200,000,000
2. 流域下水道特例債	258,000,000	34,000,000			
8. 使用料及び手数料					169,472
1. 使用料					169,472
1. 流域下水道財産使用料					169,472

(注) 歳入と歳出の差額は剰余金となっている。

2. 歳出

(単位:円)

科 目 (款、項、目、節)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
1. 宍道湖流域下水道事業費	6,789,559,100	5,645,365,023	4,995,641,264	3,920,046,597	3,690,450,187
1. 流域下水道管理費	1,419,433,414	1,414,534,315	1,462,303,993	1,357,402,360	1,298,279,184
1. 管理総務費	156,552,792	149,844,017	148,039,457	170,428,438	101,027,968
2. 給料	81,943,800	78,310,200	78,582,697	73,159,767	54,372,257
3. 職員手当等	48,343,916	46,704,807	45,376,711	43,452,471	30,216,480
4. 共済費	26,265,076	24,829,010	24,080,049	21,974,800	16,439,231
8. 報償費				3,566,219	
23. 償還金・利子及び割引料				28,275,181	
2. 運転管理費	1,262,880,622	1,264,690,298	1,314,264,536	1,186,973,922	1,197,251,216
4. 共済費	839,731	833,367	831,492	702,249	678,367
7. 賃金	5,401,400	5,506,790	5,555,400	5,433,100	5,328,260
9. 旅費	3,153,884	2,611,019	2,640,263	2,741,163	2,186,398
11. 需用費	466,876,963	511,400,881	514,193,850	567,690,407	529,104,208
12. 役務費	6,746,511	10,675,763	10,389,451	6,939,417	6,332,519
13. 委託料	739,728,783	701,060,840	743,147,095	581,319,064	585,265,764
14. 使用料及び賃借料	755,690	616,310	716,100	395,580	435,050
15. 工事請負費	9,465,750	17,377,500	13,554,450	4,944,450	12,611,917
16. 原材料費	2,604,052	918,750	1,892,100	1,929,375	1,998,150
18. 備品購入費	19,102,660	7,109,980	7,108,038	10,586,625	8,756,128
19. 負担金補助及び交付金	453,570	431,260	307,800	391,500	363,300
23. 償還金・利子及び割引料	7,716,428	6,130,238	3,825,897	631,492	1,644,555
27. 公課費	35,200	17,600	10,102,600	3,269,500	42,546,600
2. 流域下水道建設費	4,490,798,033	3,248,537,681	2,506,890,662	1,339,536,401	1,096,720,438
1. 建設総務費	111,913,033	95,189,681	98,091,662	77,220,901	74,270,380
2. 給料	54,872,100	41,720,700	42,690,725	40,403,211	38,653,575
3. 職員手当等	39,475,153	28,736,531	28,437,678	24,744,980	23,946,988
4. 共済費	17,565,780	13,182,450	13,045,509	12,072,710	11,669,817
13. 委託費		11,550,000	13,917,750		
2. 流域下水道建設費	4,378,885,000	3,153,348,000	2,408,799,000	1,262,315,500	1,022,450,058
4. 共済費	668,178	237,990	238,695	150,258	210,218
7. 賃金	5,128,872	1,697,170	1,692,100	1,096,000	1,610,100
9. 旅費	3,585,305	3,006,895	1,059,000	367,560	1,302,738
11. 需用費	10,630,341	7,199,157	4,345,191	3,157,910	2,841,418
12. 役務費	1,021,773	658,446	3,148,427	1,895,680	671,352
13. 委託料	3,388,146,750	2,928,332,500	2,332,949,450	1,253,734,500	746,932,000
14. 使用料及び賃借料	3,261,170	1,664,346	1,593,137	1,913,592	758,824
15. 工事請負費	954,280,050	208,870,000	63,773,000		268,123,408
18. 備品購入費	58,000	39,900			
19. 負担金補助及び交付金	100,000	149,340			
22. 補償・補填及び賠償金	12,004,561	1,492,256			
3. 公債費	873,964,653	911,631,027	962,321,609	1,002,753,836	1,030,114,565
1. 公債費	873,964,653	911,631,027	962,321,609	1,002,753,836	1,030,114,565
23. 償還金・利子及び割引料	873,964,653	911,631,027	962,321,609	1,002,753,836	1,030,114,565
6. 借入金償還金	5,363,000	70,662,000	64,125,000	220,354,000	265,336,000
1. 一般会計借入金償還金	5,363,000	70,662,000	64,125,000	220,354,000	265,336,000
23. 償還金・利子及び割引料	5,363,000	70,662,000	64,125,000	220,354,000	265,336,000

別表(Ⅳ)

県営住宅特別会計の決算の状況

1. 歳入

(単位:円)

科 目 (款、項、目、節)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
1 県営住宅事業収入			3,186,691,588	3,056,249,292	2,930,857,497
1 分担金及び負担金			0	0	0
1 負担金			0	0	0
2 使用料及び手数料			1,292,875,235	1,264,955,109	1,243,925,396
1 使用料			1,292,875,235	1,264,955,109	1,243,925,396
3 国庫支出金			1,010,207,000	974,782,000	966,305,000
1 国庫補助金		平成14年度より 特別会計に移行	1,010,207,000	974,782,000	966,305,000
4 財産収入			5,291,552	21,268,100	92,103,165
1 財産売払収入			5,291,552	21,268,100	92,103,165
5 繰入金			208,283,900	184,336,663	164,442,546
1 一般会計繰入金			208,283,900	184,336,663	164,442,546
6 繰越金			0	12,255,905	12,359,349
1 繰越金			0	12,255,905	12,359,349
7 諸収入			10,033,901	31,651,515	6,170,976
1 預金利子			739,421	775,225	695,414
2 雑入			9,294,480	30,876,290	5,475,562
8 県債			660,000,000	567,000,000	441,000,000
1 県債			660,000,000	567,000,000	441,000,000
9 借入金			0	0	4,551,065
1 一般会計借入金			0	0	4,551,065

(注) 歳入と歳出の差額は剰余金となっている。

2. 歳 出

(単位:円)

科 目 (款、項、目、節)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
1 県営住宅事業費			3,174,435,683	3,043,889,943	2,841,372,478
1 住宅管理費			891,846,982	912,664,470	836,175,299
1 住宅総務費			83,457,501	78,684,425	73,795,150
2 給料			41,690,024	39,155,184	37,753,859
3 職員手当等			29,068,026	27,642,871	24,783,914
4 共済費			12,699,451	11,636,370	11,257,377
23 償還金・利子及び割引料		平成14年度より 特別会計に移行	0	250,000	
2 住宅管理費			808,389,481	833,980,045	762,380,149
1 報酬			25,914,438	25,650,427	25,504,480
4 共済費			2,284,541	2,008,813	1,715,928
8 報償費			0	10,500	10,500
9 旅費			1,493,341	1,593,641	1,381,615
11 需用費			35,086,836	41,909,767	51,808,957
12 役務費			14,165,368	13,242,835	13,712,082
13 委託料			297,258,785	302,204,173	369,096,048
14 使用料及び賃借料			3,477,601	3,532,748	3,007,547
15 工事請負費			248,881,710	290,794,350	144,994,500
18 備品購入費			0	73,080	0
19 負担金補助及び交付金			148,831,119	147,056,711	145,129,131
22 補償・補填及び賠償金			30,892,476	5,903,000	6,003,800
23 償還金・利子及び割引料			103,266	0	15,561
2 住宅建設費			1,183,020,406	1,102,624,322	916,910,900
1 住宅建設費			1,183,020,406	1,102,624,322	916,910,900
1 報酬			0	22,790	0
3 職員手当等			2,068,736	2,107,000	1,500,000
4 共済費			780,000	580,553	470,410
7 賃金			5,655,000	4,637,860	3,838,700
9 旅費			2,637,099	1,244,736	1,600,969
11 需用費			7,421,439	1,618,787	1,293,798
12 役務費			2,148,264	2,459,447	2,390,484
13 委託料			56,527,400	10,800,625	12,435,150
14 使用料及び賃借料			995,048	953,391	1,404,170
15 工事請負費			1,005,530,650	943,003,850	883,933,250
17 公有財産購入費			88,313,120	131,473,972	0
18 備品購入費			166,950	135,175	150,000
19 負担金補助及び交付金			7,776,700	2,851,700	7,231,300
22 補償・補填及び賠償金			3,000,000	734,436	662,669
3 公債費			1,099,568,295	1,028,601,151	1,088,286,279
1 公債費			1,099,568,295	1,028,601,151	1,088,286,279
23 償還金・利子及び割引料			1,099,568,295	1,028,601,151	1,088,286,279
4 予備費			0	0	0
1 予備費			0	0	0
29 予備費			0	0	0